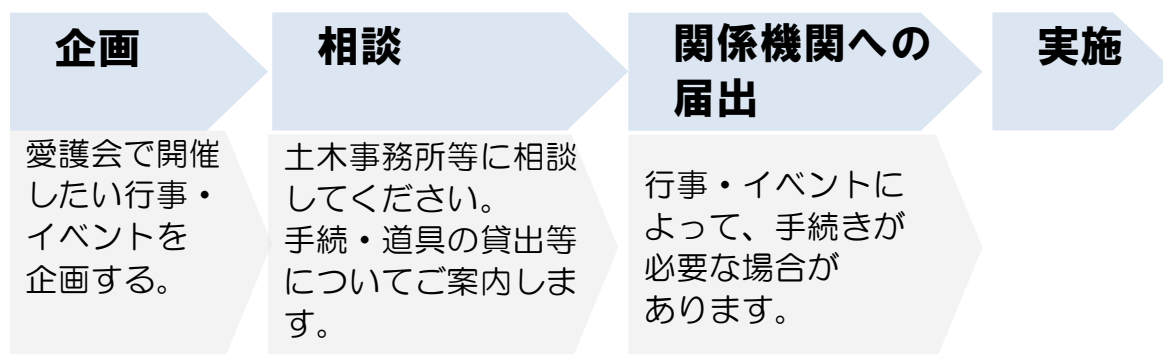


6 行事・イベントについて

「公園でイベントを行う」など、公園内で活動する際には公園条例に基づき、各区土木事務所及び環境創造局北部・南部公園緑地事務所（以下「土木事務所等」という。）への申請が必要となる場合があります。

(1) 実施手続の流れ



ア 公園内行為許可

公園内でお祭りなどの行事、幼稚園の運動会などを行なう場合に申請が必要です。許可にあたっては、原則として使用料が発生します。ただし、愛護会が行う場合は、減免を申請すれば、原則として使用料が免除されます。

なお、行事の内容や申請の目的などにより、許可できない場合があります。

イ 行事・イベントに係るその他の届

事項	窓口	届
車両の通行	土木事務所等	公園内通行許可申請
火を使う（焼き芋等）	消防署	火煙発生届
食べ物を提供する	区福祉保健センター（生活衛生課）	行事における食品提供の届出

ウ 愛護会への情報提供

大きなイベントや選挙看板の設置・撮影・狂犬病予防注射などを許可する場合、地域の事情を把握するため、愛護会へ土木事務所等から問い合わせる場合があります。その際は協力をお願いします。

(2) 行事・イベントのQ&A



焼き芋大会をしたいのですが？



愛護会が主催する地域行事であれば、焼き芋大会等を行うことができます。土木事務所等へ「行為許可」の申請手続き等について、相談してください。また、消防署へ「火煙発生届」を提出してください。

※実施の際は、焼き芋大会用半割ドラム缶などを使ってください。
(ドラム缶利用講習(P.18)受講後に貸出しています。)
※現状復旧が難しいため、地面に直接火が接しないようにするとともに、煙や臭いが近隣の住宅などに及ばない場所を選ぶなどの配慮が必要です。また、消火用の水をあらかじめ用意してください。